

多面的機能支払制度について

I 事業の実施経過

平成18年度

農地・水・環境保全向上活動支援実験事業の実施
11地区（全国600地区）

平成19年度
～
平成23年度

農地・水・環境保全向上対策（1期対策）
365地区で着手（全国19,677地区）
H23～農地・水保全管理支払交付金へ名称変更
向上活動支援交付金の拡充
営農活動支援交付金が別対策へ移行

平成24年度
平成25年度
平成26年度
平成27年度
平成28年度

農地・水保全管理支払交付金（2期対策）
317地区で着手（全国18,666地区）

多面的機能支払交付金（制度創設）
317地区は新制度移行見込み

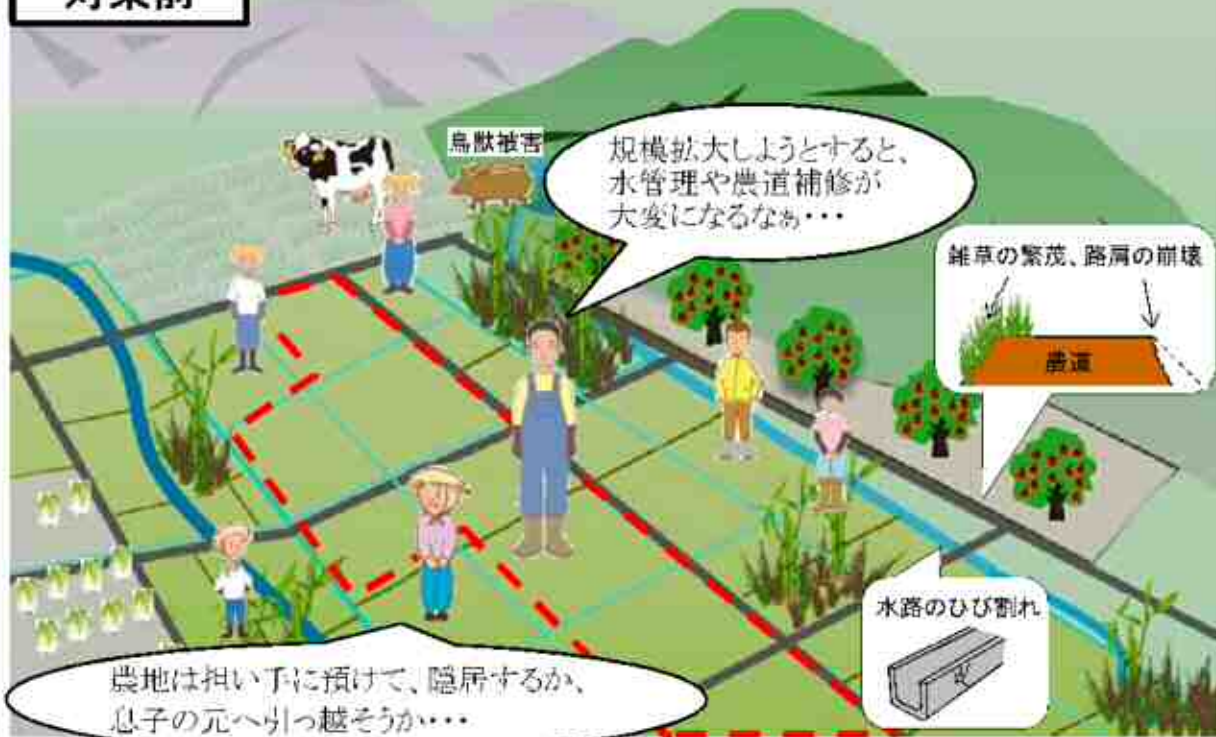
Ⅱ 多面的機能支払交付金の概要

1. 背景・課題

- 農業・農村は、国土保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受。
- しかしながら、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じる状況。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念される状況。
- このため、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要。

2. 多面的機能支払で構造改革を後押し

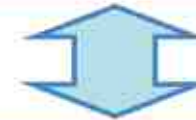
対策前



このまま高齢化等が進めば...

- ・水路や農道等の保全・補修に係る担い手の負担が増大
- ・農地を預けた人の中には地域を離れる人も

都市では、道路や水路の管理費用は自治体が負担



農業の多面的機能は、これまで集落の人々が無償で水路、農道を守るにより維持

高齢化、人口減少により集落活動が低迷



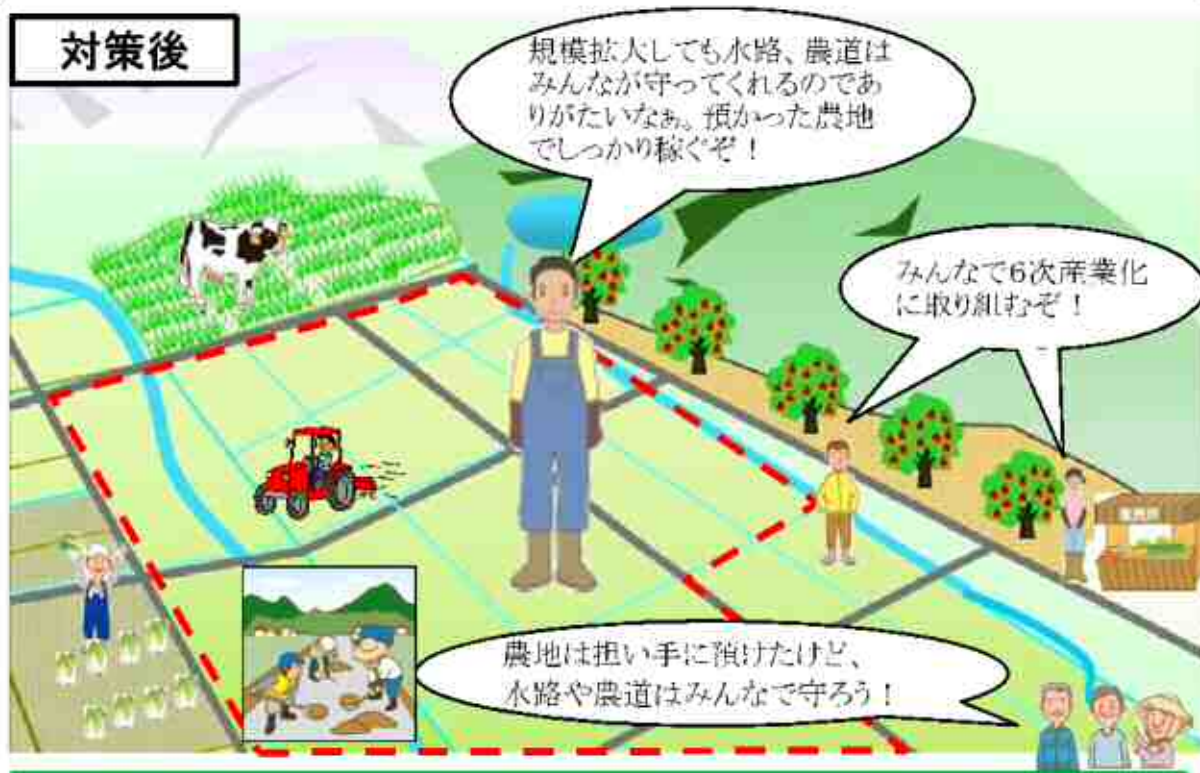
水路の共同管理



道普請

多面的機能支払の導入

対策後



水路や農道等を保全・補修する地域の共同活動を支援

- ・担い手の負担が減り、安心して規模拡大に取り組める
- ・担い手への農地集積という構造改革を後押し

主食用米の作付や生産調整の達成とリンクしない新たな支払(デカップリング)は、経営判断をゆがめることがなく、選択の幅を拡げる

- 多面的機能を維持・発揮
- 担い手を支える集落共同活動や担い手以外の人達を含めて6次産業化、都市との交流で地域が活性化

農産物の加工・販売



多面的機能とは、水路、農道等を含め、農地を農地として維持することにより発揮される、国土の保全、水源かん養、景観形成等の機能

3. 制度の全体像

創設

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援します。

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、
農地集積を後押し

支援対象

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、
保全管理構想の作成 等

組替

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を
図る共同活動を支援します。

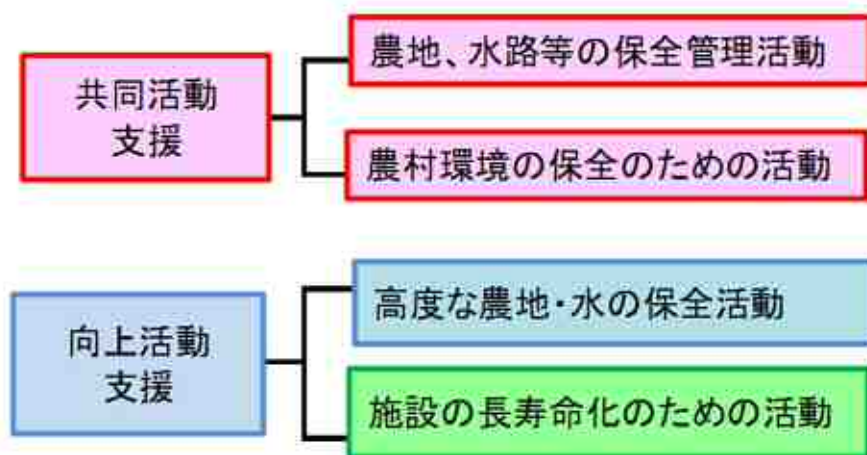
支援対象

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・植栽による景観形成、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動 等

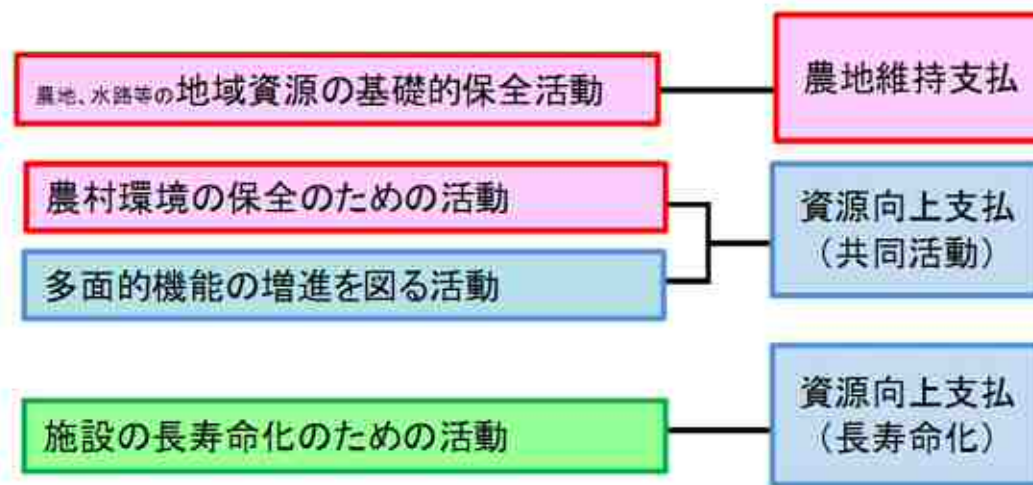
※現行の農地・水保全管理支払を組替え・名称変更します

4. 農地・水保全管理から多面的機能への組替・拡充

【農地・水保全管理】



【多面的機能】



Ⅲ 農地維持支払

1. 基本的考え方

【農地維持支払の基本的考え方】

○ 農業者等による組織が取り組む、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援

- (1) 交付要件：農業者等で構成される組織を設立し、市町村と協定を締結・認定
- ・農用地の適切な保全管理の実施
 - ・地域資源（農地、水路、農道等）の基礎的保全活動の実施
 - ・地域資源の適切な保全管理のための推進活動の実施

- (2) 交付単価：地目別（田、畑、草地）、地域別（都府県、北海道）に面積当たり単価を設定

地目	都府県	北海道
田	3,000 円/10a	2,300 円/10a
畑	2,000 円/10a	1,000 円/10a
草地	250 円/10a	130 円/10a

- (3) 交付対象：農業者のみで構成される組織、
又は、
農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成される組織

- (4) 対象農地：①農振農用地区域内の農用地
②その他の農用地（地方公共団体が多面的機能の維持の観点から必要と認める農用地）

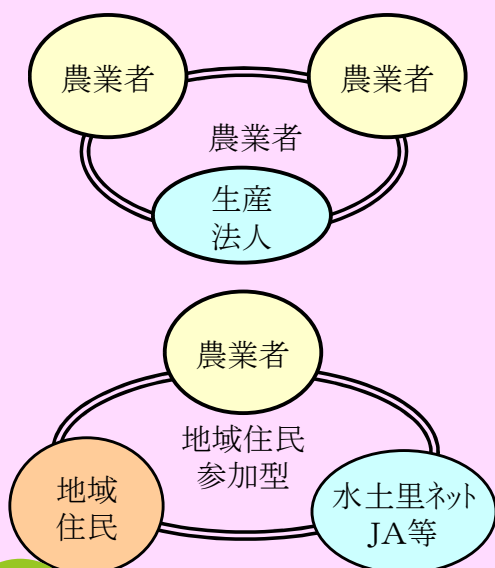
2. 交付対象組織・対象活動

○ 交付対象組織

○ 農業者のみで構成される組織

又は
農業者及びその他の者
(地域住民、団体など)
で構成される組織

○ 資源向上支払と同組織での取組が可能(農地・水
保全管理支払と同様の組
織で取り組むことが可能)



○ 対象活動

① 地域資源の基礎的保全活動

点検・計画策定



施設点検

年度活動計画
の策定

実践活動



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

研修



組織運営に関する研修



ため池の草刈り



農道の路面維持

② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

- ・ 構造変化に対応した体制の拡充・強化
- ・ 地域資源保全管理構想の作成

等

IV 資源向上支払

1. 基本的考え方

1. 「地域資源の質的向上を図る共同活動」への支援

○ 地域住民を含む組織が取り組む、水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動を支援

(1) 交付要件：非農業者を含めた組織を設立し、市町村と協定を締結・認定

・ 施設の軽微な補修の実施

(協定に位置付けた全ての施設等について必要な取組を毎年実施：機能診断結果に基づき実施の必要性を判断)

・ 農村環境保全活動の実施

(取り組むテーマを1以上定めた上で、そのテーマの計画策定、啓発・普及及び実践活動をそれぞれ実施)

・ 多面的機能の増進を図る活動の実施

※農地維持支払による取組を行っている組織（同様の取組を行っている組織を含む）を対象

(2) 交付単価：地目別（田、畑、草地）、地域別（都府県、北海道）に面積当たり単価を設定

地目	都府県	北海道
田	2,400 円/10a	1,920 円/10a
畑	1,440 円/10a	480 円/10a
草地	240 円/10a	120 円/10a

※5年以上継続地区又は施設の長寿命化の取組地区は、75%単価を適用

※多面的機能の増進を図る活動に直ちに取り組めない地区は、5/6を乗じた単価を適用

(3) 交付対象：非農業者を含めた組織（現行の農地・水保全管理支払と同様の組織）

(4) 対象農地：農振農用地区域内の農用地

2. 「施設の長寿命化のための活動」への支援

○ 農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の共同活動を支援。

(1) 交付要件：非農業者を含めた組織を設立し、市町村と協定を締結・認定

・ 水路、農道などの施設の老朽化部分の補修の実施

（農道舗装の補修、老朽化した水路のコーティング等による補修）

・ 施設の機能維持のための更新の実施

（素掘り水路からコンクリート水路への更新）

※農地維持支払による取組を行っている組織（同様の取組を行っている組織を含む）を対象

(2) 交付単価：地目別（田、畑、草地）、地域別（都府県、北海道）に面積当たり単価を設定

地目	都府県	北海道
田	4,400 円/10a	3,400 円/10a
畑	2,000 円/10a	600 円/10a
草地	400 円/10a	400 円/10a

(3) 交付対象：農地維持支払による取組を行っている組織（同様の取組を行っている組織を含む）を対象

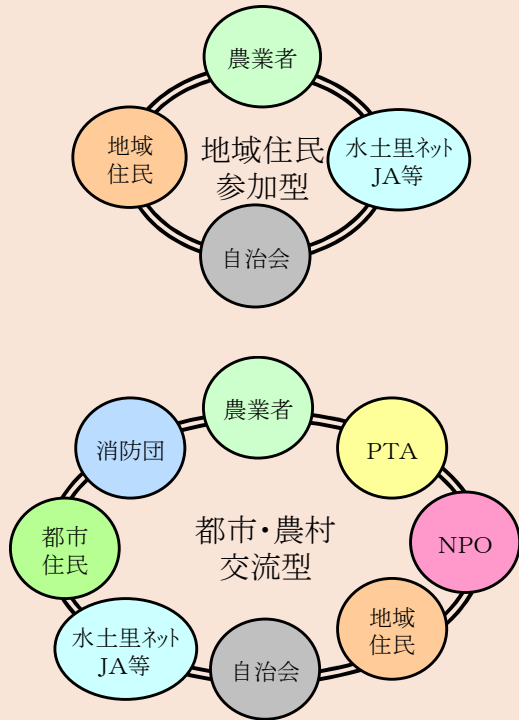
(4) 対象農地：農振農用地区域内の農用地

2. 交付対象組織・対象活動

○ 交付対象組織

○ 地域住民を含む組織

○ 農地・水保全管理支払と同様の組織（農地・水環境保全組織を含む）で取組が可能



○ 対象活動

(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動

① 施設の軽微な補修

機能診断



施設の機能診断

実践活動



水路のひび割れ補修

② 農村環境保全活動

啓発・普及



生き物調査による啓発

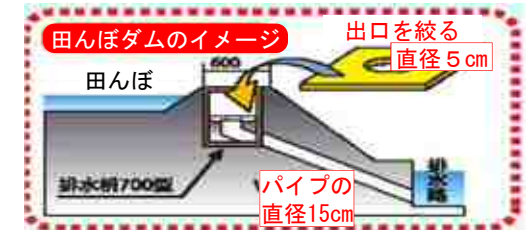
実践活動



植栽活動

③ 多面的機能の増進を図る活動

防災・減災力の強化



田んぼダム（田んぼに降った雨を、排水口を絞り、ゆっくり排水。一時的に水を貯め、洪水被害を軽減）

農村環境保全活動の幅広い展開



水田魚道の設置

(2) 施設の長寿命化のための活動



老朽化した水路壁のコーティング 未舗装の農道をアスファルトで舗装

V 交付金の構成

(単価表の単位：円/10a)

平成25年度まで

農地・水保全管理支払交付金 (282億円)

共同活動支援交付金

- 農地、水路等の資源の日常の管理と、農村環境の保全のための活動

※5年以上継続地区又は向上活動支援取組地区は、75%単価を適用

	都府県	北海道
田	4,400	3,400
畑	2,800	1,200
草地	400	200

向上活動支援交付金

○ 高度な農地・水の保全活動

- 地域環境の保全に資する高度な保全活動

○ 施設の長寿命化のための活動

- 農地周りの施設の長寿命化のための補修・更新等

	都府県	北海道
田	4,400	3,400
畑	2,000	600
草地	400	400

○ 農地・水・環境保全組織の取組

- 農地・水・環境保全組織の設立等：40万円/組織
- 地域資源保全プランの策定：50万円/組織

平成26年度から

多面的機能支払交付金 (483億円)

農地維持支払交付金

【創設】

- 農地、水路、農道等の地域資源の基礎的保全活動
〔農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等〕
- 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源保全管理構想の作成等

	都府県	北海道
田	3,000	2,300
畑	2,000	1,000
草地	250	130

○ 地域資源の質的向上を図る共同活動

- 水路、農道等の軽微な補修、農村環境保全活動
- 多面的機能の増進を図る活動

※5年以上継続地区又は施設の長寿命化の取組地区は、75%単価を適用

※「多面的機能の増進を図る活動」に直ちに取り組めない地区は、5/6を乗じた単価を適用

※高度な農地・水の保全活動の対象活動は、「多面的機能の増進を図る活動」の中で実施
H25までの採択地区は、従前と同様に支援

	都府県	北海道
田	2,400	1,920
畑	1,440	480
草地	240	120

【参考】

「農地維持支払」と「地域資源の質的向上を図る共同活動」に取り組む場合

	都府県	北海道
田	5,400	4,220
畑	3,440	1,480
草地	490	250

○ 施設の長寿命化のための活動

→現行制度と同

	都府県	北海道
田	4,400	3,400
畑	2,000	600
草地	400	400

○ 農地・水・環境保全組織の取組

→現行制度と同

- 農地・水・環境保全組織の設立等：40万円/組織
- 地域資源保全プランの策定：50万円/組織

【農地・水支払を組替・名称変更】

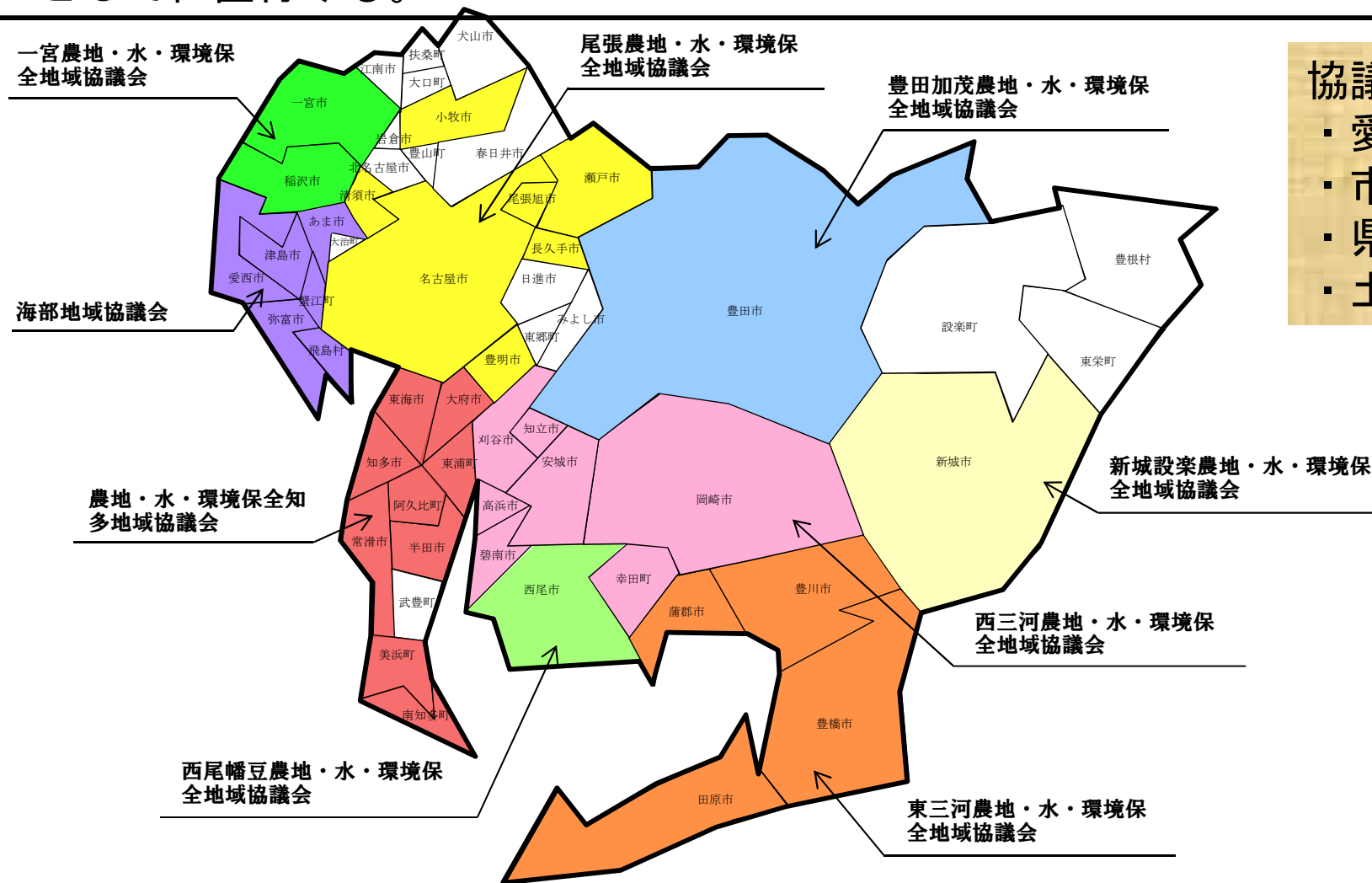
資源向上支払交付金

VI 事業の推進体制

○平成19年度に設立した9つの地域協議会を

「愛知県農地水多面的機能推進協議会」と一本化し、事業を推進。

○従前の地域協議会は、「愛知県農地水多面的機能推進協議会」の「分会」として位置付ける。



- 協議会構成員**
- ・ 愛知県
 - ・ 市町村
 - ・ 県土連
 - ・ 土地改良区